

事前調査の信頼性の確保

(論点と対応の方向性)

論点(1) 事前調査の方法の明確化

➤ 事前調査の方法を法定化する等の明確化が必要ではないか。

- ・ 解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するためには、工事の対象となる建築物等における石綿含有建材の使用状況が適切に把握されることが大前提であることから、事前調査の実施は重要な役割を担う。
- ・ 都道府県等が把握した事前調査が適切に行われずに解体等工事が開始された事例では、設計図書の確認不足や発注者の話だけで判断した例など事前調査方法が不適切であったことにより特定建築材料を見落とした例が確認された。

<対応の方向性>

- ・ 適切な方法で事前調査を実施することにより見落としを防止し、かつ、事前調査の実施の責任の所在を明確にすることを考慮し、事前調査の義務づけの範囲・内容を明確化した上で、事前調査義務の不履行が確認された場合の行政の指導が強化されるよう、現在の通知やマニュアルに基づく指導を行うだけでなく、事前調査の方法を法定化等するべきではないか。

事前調査の方法として、①書面調査、現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合の分析による調査もしくは石綿含有と見なすこと、を規定するべきではないか。

また、石綿の使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても、着工年月等を確認するべきではないか。

※ なお、労働安全衛生法石綿障害予防規則の事前調査では、すべての石綿含有建材の把握が求められており、上記①、②と同様の方法が規定されている。

(次ページへ)

<対応の方向性(続き)>

- ・ 具体の調査手法、結果の記録、発注者への説明様式など事前調査の実施に係る技術的事項については、マニュアルで示し、特定粉じん排出等作業届出の未届け防止を図るべきではないか。
大防法第18条の17第2項では、受注者が行う事前調査に協力するよう発注者に義務づけられているが、受注者が十分な情報をもって事前調査を実施できるよう、建築物等に関する設計図書や過去に吹付け石綿などの調査を行った結果など、発注者が持っている情報の提供内容をマニュアルで明確に示すべきではないか。
- ・ さらに、事前調査の適切な実施を徹底するため、事前調査の方法や留意事項について解体等工事の受注者に対して周知すべきではないか。また、発注者に対しても、事前調査に要する費用の適正負担の他、設計図面や過去の石綿含有建材の調査結果など保有している資料の提供や工期の確保など、必要な措置を実施することを改めて周知すべきではないか。

論点(2) 事前調査の結果の記録・保存の在り方

- 事前調査の適切な実施が確認できるよう、事前調査結果、あるいは受注者から発注者への説明内容の記録・保存の在り方の検討が必要ではないか。
- 事前調査の結果や解体工事が始まってからでないと確認できない場所の情報が受注者から現場で作業する者に伝達されるための措置が必要ではないか。

- ・ 事前調査の結果の記録の保存は、受注者が大防法に基づく義務を履行した根拠となるとともに、現場への備え付けは、解体等工事に携わる業者間での情報共有や周辺住民等からの問い合わせへの対応に有効である。

<対応の方向性>

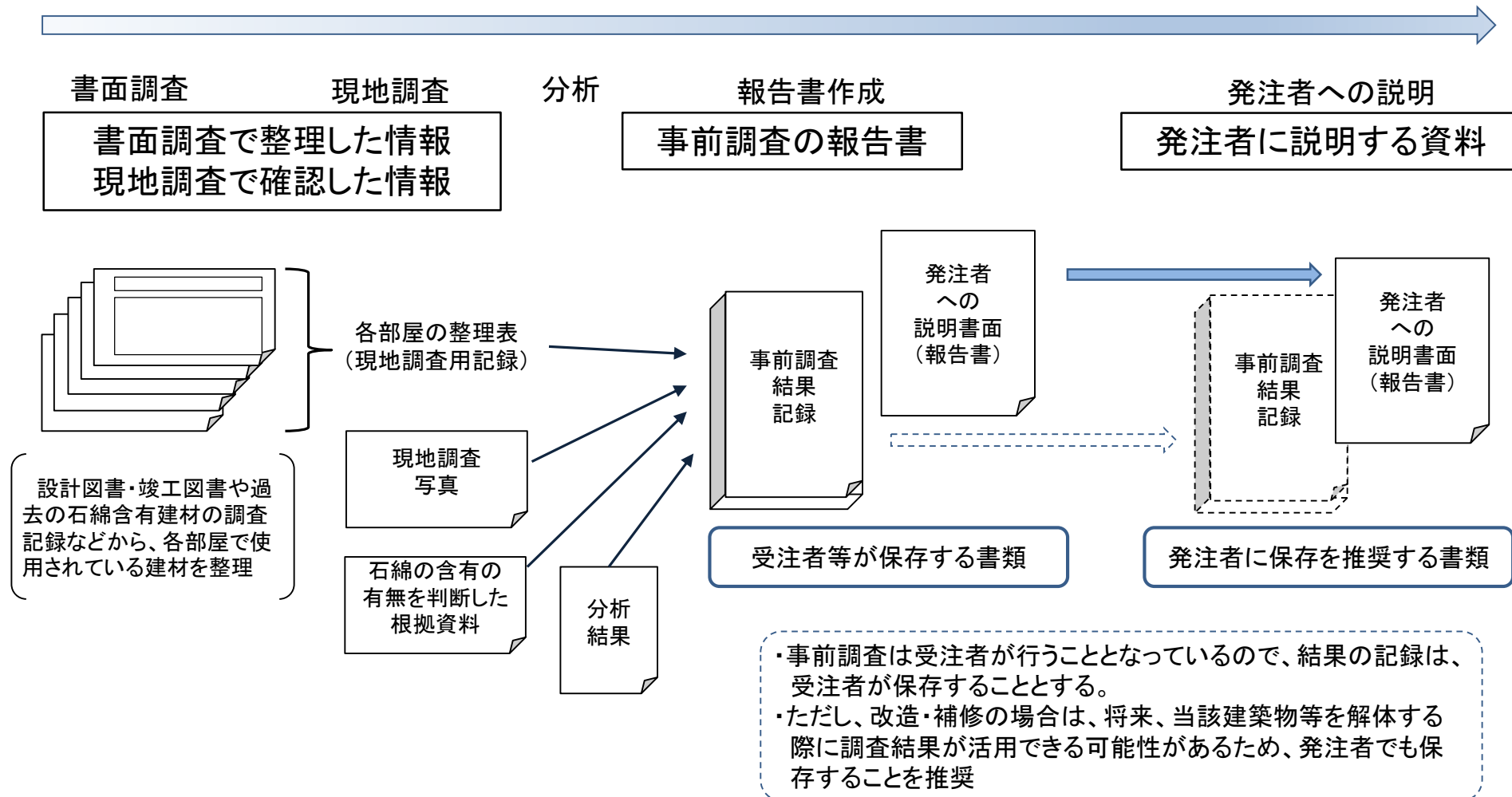
- ・ 解体等作業において、大防法に基づく事前調査の実施、届出の実施、作業基準遵守等の義務の履行状況を確認できるよう、事前調査の結果の記録及び発注者への説明内容を一定の必要な期間保存することを受注者に義務づけるとともに、解体等工事の現場にも事前調査の結果の記録の写しを備え付けさせるべきではないか。
- ・ また、解体等工事中の石綿飛散防止の措置が的確になされるよう、受注者から関係業者に事前調査の結果を説明させるべきではないか。

その際、石綿含有建材の使用箇所及び解体が始まらないと確認ができない場所を説明し、当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査を実施させることを明確化すべきではないか。

(参考) 事前調査の結果の記録・保存

<事前調査の結果の記録の構成等イメージ>

事前調査の流れ



論点(3) 一定の知識を持った者による事前調査の実施

➤ 事前調査に係る調査実施者の要件を明確化する必要があるのではないか。例えば、三省共管となった建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について、活用していけないか。

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者(以下「特定建築物石綿含有建材調査者等」という。)は、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、解体等作業における事前調査に必要な知識を含む総合的な専門知識を有する者として育成される。

<対応の方向性>

- ・ 飛散性の高い石綿含有建材が使用される可能性が高い建築物については、特定建築物石綿含有建材調査者等の活用により事前調査が実施されることとすべきではないか。
- ・ しかしながら、石綿含有建材を使用している可能性がある建築物の数が膨大にも関わらず、講習受講者等の人数がいまだ少ないことを考慮し、当面の間、上記の者による事前調査を義務付ける対象建築物を限定し、段階的に拡大することとすべきではないか。
- ・ 工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否か引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討すべきではないか。
- ・ 事前調査を実施する者の要件は、石綿則と統一すべきではないか。

論点(4) 事前調査の結果に基づく簡易な届出等による解体等工事現場の把握

➤ 事前調査を徹底し、石綿の飛散を防止するため、都道府県等による解体等工事現場の把握が必要ではないか。

- ・ 厚生労働省では、現在、石綿則において一定の規模等の解体等作業について、石綿の有無にかかわらず事前調査の結果に基づく簡易な内容(建材の種類、石綿含有の有無、作業時の措置等)の届出を電子届出等により労働基準監督署に届け出る仕組みの創設を検討している。
- ・ 大防法の下でも事前調査の結果を把握することは、都道府県等における石綿の飛散防止に係る解体等工事現場の把握につながる。一方で、大防法に新たな手続きを課すことによる事業者や都道府県等の負担の増加についても考慮する必要がある。
- ・ 現在、解体等工事の現場については、建設リサイクル法に基づく解体等の届出や労働基準監督署に提出される石綿の除去の届出を共有して把握するほか、政令市では、騒音規制法、振動規制法に基づく届出も参考にしながら、現場の把握、立入検査による指導を行っている。また、年2回、関係機関の連携により建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを実施し、解体等工事の現場における石綿飛散防止を指導している。
- ・ また、建築行政では、吹付け石綿等が使用されている建築物について、アスベスト調査台帳を整備する取組を進めている。

<対応の方向性>

- ・ 厚生労働省での検討を踏まえて、共通した電子届出システムを通じて事前調査の結果の届出等による解体等工事現場の把握を行っていくことが考えられるのではないか。
- ・ 関連法令の届出情報等の共有による解体等現場の効果的・効率的な把握については、建設リサイクル法や石綿則などの届出情報やアスベスト調査台帳の情報なども活用しながら、引き続き推進していくべきではないか。

論点(5) 労働安全衛生法石綿障害予防規則との連携・統一

➤ 労働安全衛生法の下での対応との連携や、可能な場合には規制内容等の統一により、規制効果の向上や関係者負担の合理化を目指すべきではないか(事前調査方法・マニュアル等)

- ・ 大防法と安衛法の法目的は異なり、それに応じて規制内容には違いもあるが、技術的共通点は非常に多い。

<対応の方向性>

○ 以下の事項を例として、石綿則と規制内容を連携・統一することにより関係者負担の合理化を図り、法令遵守の徹底を図るべきではないか。

- ・事前調査の方法、事前調査マニュアルの統一化
- ・事前調査の実施者の要件の統一化
- ・平成18年9月1日以降に着工した建築物等における事前調査の取扱いの統一化
- ・共通の電子届出システムを通じた事前調査の結果の届出等での都道府県等による解体等工事現場の把握
- ・事前調査の結果の記録の保存、解体等工事の現場への備え付けの統一化
- ・都道府県等と労働基準監督署との連携した対応